

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月17日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第28号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(危機管理監)</p> <p><b>第61条</b> <u>前2条</u>に規定する職のほか、本庁に危機管理監を置き、その職務は、上司の命を受けて危機管理に関する事務を統括するとともに、緊急事態において必要と認めるときは、当該緊急事態に関する事務を処理する職員を指揮し、及び当該緊急事態に関し所要の総合調整を行うこととする。</p> <p>(静岡県理事)</p> <p><b>第62条</b> <u>前3条</u>に規定する職のほか、本庁に静岡県理事を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。</p> <p>(政策推進担当部長)</p> <p><b>第62条の2</b> <u>第60条から前条までに規定する職</u>のほか、知事直轄組織に政策推進担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、知事直轄組織の所掌事務（政策推進局の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員（政策推進局に所属する職員に限る。）を指揮監督する。</p>	<p>(危機管理監)</p> <p><b>第61条</b> <u>前条</u>に規定する職のほか、本庁に危機管理監を置き、その職務は、上司の命を受けて危機管理に関する事務を統括するとともに、緊急事態において必要と認めるときは、当該緊急事態に関する事務を処理する職員を指揮し、及び当該緊急事態に関し所要の総合調整を行うこととする。</p> <p>(静岡県理事)</p> <p><b>第62条</b> <u>前2条</u>に規定する職のほか、本庁に静岡県理事を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。</p> <p><b>2</b> <u>前2条及び前項に規定する職のほか、本庁に静岡県理事（リニア中央新幹線・熱海土石流災害担当）を置き、その職務は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理することとする。</u></p> <p>(政策推進担当部長)</p> <p><b>第62条の2</b> <u>前3条</u>に規定する職のほか、知事直轄組織に政策推進担当部長を置き、その職務は、上司の命を受けて、特定の重要事項を処理するとともに、知事直轄組織の所掌事務（政策推進局の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員（政策推進局に所属する職員に限る。）を指揮監督する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、令和4年5月18日から施行する。ただし、第61条、第62条第1項及び第62条の2の改正は、公布の日から施行する。